

ている感がある。そこで、本章では、いくつかの具体的な税額控除を想定し、それらが実際に導入された時に、世帯単位の所得分布がどのようにに変化するのかをマイクロ・シミュレーション (micro-simulation) という手法を用いて推計する。マイクロ・シミュレーションとは、世帯・個人レベルで集計されたデータをもとに、ある仮定の制度下において、どのような世帯が便益を受け、どのような世帯が負担をこうむるのかを、模擬的に推計 (シミュレート) する方法である。マイクロ・シミュレーションは、税制や社会保障制度の改革がおよぼす影響を世帯レベルで簡単に推計することができる (Harding and Gupta 2007)。本非を検討する際に用いられている手法である (Harding and Gupta 2007)。本章で検討される税額控除の具体案は、「税と社会保障の一体化の研究」(東京財団) プロジェクトチームにおいて、実際に検討され、その結果、冒頭の提言にて提案する税額控除が有効性・実現可能性が最も高いと判断された。本書は、提案にいたるまでのシミュレーション結果を読者に提示するものである。なお、本書で検討された具体案は、すべて、税収均衡という観点から、必要な財源を、扶養控除または配偶者控除の削減から求めるという設計としてある。つまり、改正の前後を比較すると、扶養控除または配偶者控除の削減によって増税になる人もいれば、税額控除の導入によって減税になる人もいることとなる。したがって、マイクロ・シミュレーションを行って、実際の「Winner」と「Loser」をしっかりと把握する必要がある。

本章の構成は以下の通りである。まず、2. にて、現行の所得税上の人的所得控除を説明し、税額控除に移転する場合の利点を述べる。次に、3. では、シミュレーションを行う土台となる税額控除の設計案を示す。4. では、なぜ、マイクロ・シミュレーションを用いる手法が必要なのかを簡単に述べる。5. では、データと手法について、6. ～7. ではシミュレーション結果を説明する。最後に、8. にては、シミュレーション結果に基づき、税額控除の具体案を提示し、その影響について議論する。

2. 所得控除の問題点

現行の個人の所得税においては、個人々の扶養家族状況や就労状況などに応じてさまざまな所得控除枠を設け、収入から所得控除額を差し引いた後の課税所得に累進的な税率をかけることにより、異なる担税力を勘案した税負担が算出される。個人が、家族を扶養している場合は扶養控除、配偶者を扶養している場合は、「配偶者控除」「特別配偶者控除」が設定されている (これらを人的所得控除と呼ぶこととする)。扶養控除額は、扶養される家族の年齢等により異なるように設定されており、その被扶養者を扶養するのに必要な費用が反映されている。現時点 (平成 20 年) においては、扶養控除・配偶者控除額は以下の通りである。

扶養控除・配偶者控除額	
一般 扶養控除	38 万円
扶養控除 (16 歳～22 歳)	63 万円
扶養控除 (70 歳以上)	48 万円
配偶者控除	38 万円
特別配偶者控除	38 万円

3 歳の子どもを扶養家族とする場合、税率 10% の課税所得枠の個人が得られる便益は 3.8 万円であるが、税率 30% 枠の個人が得られる便益は 11.4 万円である。また、扶養控除・配偶者控除がなくても課税所得が最低課税所得以下の人々は、この制度から何の便益も受けることができない。

(Aさん 子ども3歳1人、税率10%の場合)

扶養控除による便益 = $(38 \text{万円} \times 10\%) = 3.8 \text{万円}$

(Bさん 子ども3歳1人、税率30%の場合)

扶養控除による便益 = $(38 \text{万円} \times 30\%) = 11.4 \text{万円}$

一方で、税額控除とは、算定される税額より一定額を控除(差し引く)制度を指す。つまり、税額控除は、どの所得層の人々に対しても同じ便益をもたらす。また、税額控除額が税額を上回る時は、その差額を還付として納税者に返還することによって、課税所得が最低課税所得以下の人々に対しても同額の便益をもたらすことができる。例えば、3歳の扶養児童がいる場合の税額控除額が5万円だった場合：

(Aさん 子ども3歳1人、税率10%、納付税額15万円の場合)

税額控除による減税額 = 5万円 納付税額 = $(15 - 5) = 10 \text{万円}$

(Bさん 子ども3歳1人、税率30%、納付税額200万円の場合)

税額控除による減税額 = 5万円 納付税額 = $(200 - 5) = 195 \text{万円}$

(Cさん 子ども3歳1人、課税最低限以下、納付税額0円の場合)

税額控除による減税額 = 5万円 納付税額 = $(0 - 5) = -5 \text{万円}$ (5万円の給付)

このように、税額控除は、所得税の累進性を高め、さらに、最低課税所得以下の人々にも実質的な給付を行うことができる画期的な制度なのである。

3. 望ましい税額控除の設計

給付つき税額控除は、さまざまな国がさまざまな政策目的のために設けており、その制度設計も多様である。しかし、本章においては、第2章の議論をふまえて、以下の目的と設定をもつ税額控除を検討する。

(1) 税額控除の目的

税額控除の目的は有子世帯への経済支援とする。

(2) 税額控除の対象者

税額控除の対象者は23歳未満の扶養児童をもつすべての世帯とする。ただし、該当扶養児童の1人目からとするか、2人目からとするか、3人目からとするかについてはシミュレーションを行って検討する。

(3) 税額控除額

税額控除額は、該当児童1人当たり定額とする。米国のEITCは、所得に応じて税額控除額が異なり(フェーズイン部分で増額し、その後一定、最後はフェーズアウト部分で減額されるという台形型)、それが、就労インセンティブに影響しているといわれている。すなわち、増額部分(フェーズイン)では勤労インセンティブが高まり、減額部分(フェーズアウト)では少なくとも第2種所得者の勤労インセンティブが下がる(阿部、2002)。しかし、日本においては、貧困層においても勤労している世帯がほとんどであり、貧困問題はむしろワーキングプアの問題であるため、このような勤労インセンティブを設ける必要がないと判断された。

(4) 所得制限

所得制限については、夫婦(該当児童の両親)合算所得(課税所得)が「200万円未満」「400万円未満」「700万円未満」「制限なし」の4つのケースを想定してシミュレーションを行う。

(5) 財源

扶養控除、配偶者控除といった人的所得控除の削減（増税）を財源として、その増税額で税額控除を行う。シミュレーション1-1～3-1に関しては、給付を行う設定と、行わない設定の2つのシナリオを提示している（給付を行わない場合は、前節のCさんには給付が支払われない）。財政事情を勘案して、各シミュレーションは、税収中立の仮定をおいている（給付を行った場合、給付がない場合のシミュレーションでは、給付分だけ税収の増加が見込まれる）。そのため、人的控除の削減による総増税収を、(2)(4)で設定する該当児童数で割った数値が税額控除額となる。こうして計算された税額控除額は、図表4-1である。

図表4-1 制度設計のオプション：シミュレーションに基づく税収中立のちの税額控除額（対象扶養家族1人当たり）

税額控除対象 (23歳未満、被扶養者)	所得制限 (課税所得)	財源				
		扶養控除 10万円削減	配偶者控除 10万円削減	扶養十配偶者控除を両方 10万円削減	20万円削減	4.16
1人目以降	なし	1.40	0.65	2.05	4.16	
2人目以降	なし	3.10	1.43	4.55	9.22	
3人目以降	なし	13.07	6.05	19.20	38.91	
1人目以降	700万円		2.09	2.09	4.24	
2人目以降	700万円		4.62	4.62	9.39	
3人目以降	700万円		19.53	19.53	39.73	
1人目以降	400万円		2.19	2.19	4.49	
2人目以降	400万円		4.85	4.85	9.95	
3人目以降	400万円		20.47	20.47	42.18	
1人目以降	200万円		2.41	2.41	4.98	
2人目以降	200万円		5.30	5.30	11.00	
3人目以降	200万円		22.31	22.31	46.25	

※ 政策運営案1、2
出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」平成16年の調査より筆者作成。

4. なぜマイクロ・シミュレーション分析が必要なのか

所得控除から税額控除への変換は、理論上では所得税制の累進性を高めるものである。3.で設定した税額控除の設計の場合、人的所得控除が削減され、それを財源に23歳未満の扶養児童をもつ世帯に税額控除として配布されるため、23歳未満の子どもをもたない2人以上世帯から、23歳未満の子どもをもつ有世帯へと、所得の移転が行われることとなる。しかしながら、その実際の影響は、納税者および課税所得以下の人々の家族構成や所得分布によって大きく左右される。なぜなら、日本社会は、親と未婚の子というような典型的な世帯のみで構成されるものではないからである。例えば、日本ではまだまだ多い三世帯世帯を想定してみよう。仮に、扶養控除が削減され、その財源をもって、23歳未満の子どもを対象とする税額控除が新設されたらしよう。この世帯の世帯主(45歳)は、15歳と10歳の子どもを扶養しているとともに、妻(配偶者)と高齢の母(70歳)と父(75歳)を扶養しているとしよう。その場合、4人分(子ども2人+母+父)の扶養控除の削減による増税分が、2人分(子ども2人)の税額控除の減税分を下回るか上回るかは、シミュレーションを行ってみないとわからないのである。仮に、有世帯を優遇する政策意図をもって、このような制度が導入されたとき、意図しない対象者に実際に便益がもたらされるのか、また、意図しない対象者に負担が強いられてしまうのかは、理論上の制度設計のみではわからない事実である。

なお、本章で行うシミュレーションでは、改革前と改革後において、世帯構造や人口構成、人々の行動(およびそれに伴う所得の変化)が変わらないと仮定する。このような方法は、Static Micro simulationといわれ、最も簡単に、改革前後の変化を検討する方法である。

5. データと手法

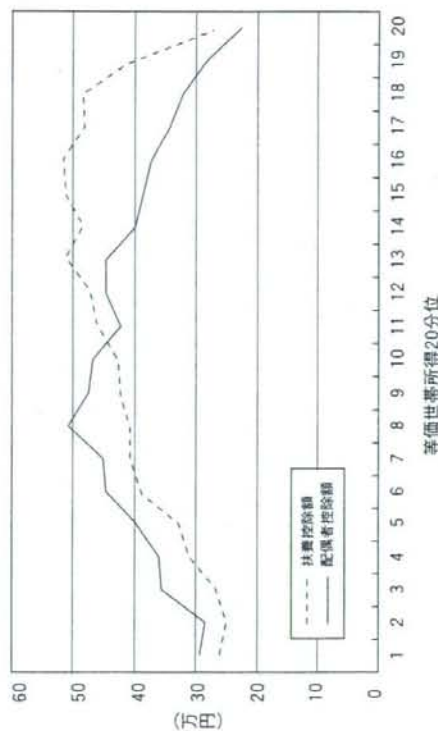
本章で用いられるデータは、厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査」である。平成16年は4年に1度行われる大調査の年にあたり、本データの標本数は世帯数25,091世帯、個人数にすると72,487人となる。本データには、世帯内のすべての個人の年齢、性別、世帯主との関係（属性）、収入、支払った諸税の情報が含まれる。収入と税の情報は、調査年の前年の平成15年のものである。収入には、勤労収入、事業収入、農業収入、内職からの収入、仕送り、年金給付、その他の社会保障制度からの給付、個人年金給付、雑収入などが含まれる。諸税には、所得税、住民税、固定資産税、社会保険料などが含まれる。以下に、シミュレーションの手順と仮定を簡単に述べる（詳細な計算方法については、Appendixを参照のこと）。

- (1) 各世帯の現行（平成15年）の扶養控除・配偶者控除額の算定
- (2) 人的所得控除の縮減による総増税取の計算
- (3) 世帯構造から、すべての世帯の税額控除の該当者となる世帯員の数を、各世帯員ごとに計算
- (4) 該当児童の総数を計算
- (5) 税額控除の該当児童がいるすべての世帯について、夫婦合算所得を計算
- (6) 該当児童の対象（全員、2人目以降、3人目以降）と、所得制限を変化させることによって、いくつかのシミュレーション・パターンを作成し、該当児童の総数を求め、税額控除の額を決定する。
- (7) 各世帯ごとに、扶養控除または配偶者控除の削減、税額控除の付与をシミュレートし、改革前と改革後の課税額の差を求める。

6. 扶養控除と配偶者控除の分布

(1) 扶養控除と配偶者控除の活用の分布

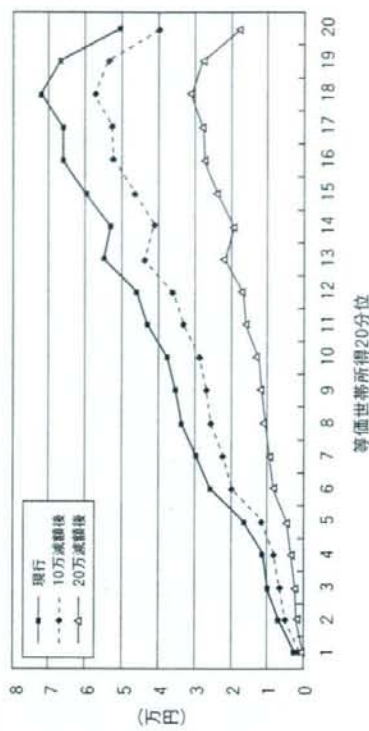
図表4-2 等価世帯所得（可処分）別の平均 扶養控除・配偶者控除額



まず、どのような所得階級世帯に扶養控除・配偶者控除が適用されているのかをみてみよう（図表4-2）。世帯所得は、世帯人数で調整した等価世帯所得である。これを20階級に分けて、各階級の平均値を示している。扶養控除や配偶者控除額は、各世帯の全世帯員の属性と所得情報から推計される控除額であり、実際にこの世帯が所得控除があることによってどれほどの便益（減税）を受けているのかを表しているわけではない。そのため、所得階級とこれは基本的に無関係であるはずである。しかし、図表4-2をみると、平均の扶養

図表4-3は、想定される扶養控除、配偶者控除から得られる便益（減税額）の所得階級別の平均値である。同じ所得控除額であっても、そこから得られる便益は税率によって異なる。そのため、税率が高い高所得層が低所得層に比べ、高い便益を受けていることがわかる。ただし、ここでの所得階級は、世帯で合算した等価世帯所得であり、個人々の課税所得ではない点は留意する必要がある（つまり、高い所得層ほど、高い税率が課せられているという単純式ではない）⁶⁾。

図表4-4 等価世帯所得（可処分）別の平均 扶養控除による便益



図表4-4は、扶養控除を10万円縮減した場合に、便益がどのような変化するかをみてみたものである。実線が現在の扶養控除による便益であり、点線が縮減後となる。実線が点線に以降して便益が減るので、2つの線の間が増税

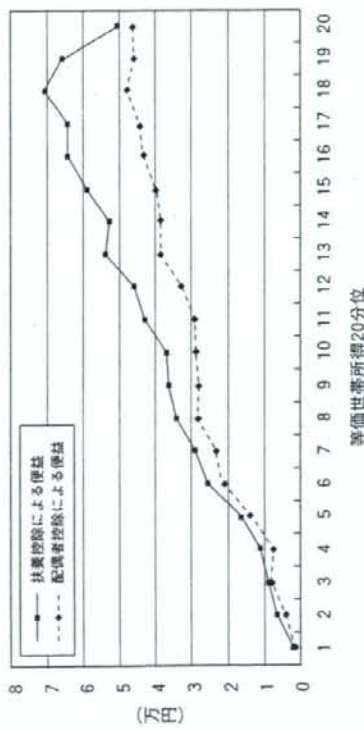
8) 本章においては、所得税額が0以下の世帯における所得控除による便益が0と仮定している。低所得層においては、この便益が過小推計されている可能性がある（もし、その所得控除がなかった場合には所得税が発生するが、控除があることにより非課税となっている場合。最低税率は10%なので、最大、想定所得控除額の1割が「便益」である可能性がある）。

控除額は、所得階級14～18まで右肩上がりであることがわかる。つまり、比較的、金銭的に余裕のある世帯が多い扶養家族をかかえていることが示唆される⁶⁾。配偶者控除も、やはり、山型をしており、所得中間層に比較的配偶者がいる世帯が多いと考えられる⁷⁾。低い所得階級では、単身世帯の割合が多いなどの理由から、そもそも、扶養控除、配偶者控除の適用を受けていない世帯が多いと考えられる。

しかし、これらは、あくまでも平均値の話である。実際に、想定される配偶者控除が0以上の世帯は全世帯の48%、想定される扶養控除が0以上の世帯も48.5%であり、どちらも、全世帯の約半数しか、これらの所得控除枠を活用できる世帯構造となっていない。平均値における比較は、所得階級によって、扶養家族や配偶者を抱える世帯の割合が異なることから生じているに過ぎない。

(2) 扶養控除と配偶者控除からの便益

図表4-3 等価世帯所得（可処分）別の平均 扶養控除・配偶者控除による便益



6) これは、等価スケール（世帯人数の0.5乗）の影響である可能性もある。
7) 世帯の中には1組以上の夫婦がいる可能性もあるため（例えば、三世代世帯で、祖父母世代も父母世代も現役の場合）、配偶者控除も複数受けている世帯がある。

図表4-5 シミュレーションの設定

Simulation 番号	財源	対象者	所得制限	税額控除額
1-1	扶養控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	なし	1.5万円
1-2	扶養控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	なし	3.1万円
1-3	扶養控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	なし	13.07万円
2-1	配偶者控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	なし	0.65万円
2-2	配偶者控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	なし	1.4万円
2-3	配偶者控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	なし	6.0万円
3-1	扶養控除と配偶者控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	なし	2.0万円
3-2	扶養控除と配偶者控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	なし	4.5万円
3-3	扶養控除と配偶者控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	なし	19.2万円
3-1+700	扶養控除と配偶者控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	700万円	2.09万円
3-1+400	扶養控除と配偶者控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	400万円	2.19万円
3-1+200	扶養控除と配偶者控除を それぞれ10万円減額	22歳以下の 未婚の被用者	200万円	2.41万円

分となる。単純な計算では、便益の変化は、(輸減分) × (税率) となるので、高い所得層であるほど、変化(増税分)が多くなるはずであり、図表4-4もこれを反映している。

7. シミュレーション結果

(1) 所得階層別の便益分布

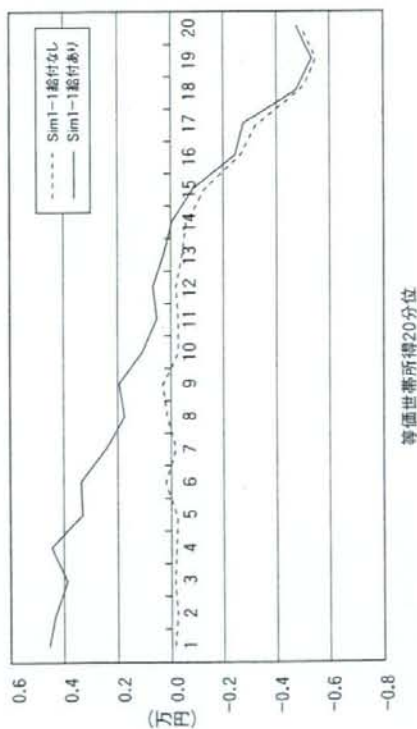
図表4-5で示す12のシミュレーションの結果が図表4-6～4-11である。線グラフは、改革前と改革後の(扶養控除、配偶者控除、税額控除)の便益の変化を等価世帯所得20分位別に示している。線グラフが、プラスの値の場合は、それだけ便益が増加(減税となり、手取り所得が増加)したことを表し、マイナスの値は便益が減少(増税となり、手取り所得が減少)したことを表す。

まず、扶養控除を10万円縮減し、税額控除が所得制限がなく配布された場合(Sim1-1.1-2.1-3)をみてみよう(図表4-6、4-7、4-8)。図表4-6(Sim1-1)と図表4-7(Sim1-2)、図表4-8(Sim1-3)の違いは、同じ財源ながら、該当児童を全員、2人目以降、3人目以降と絞ったことである。該当児童を全員とすると図表4-6の設定では、該当児童数が多いため、給付額も少なく1.5万円に留まっている。該当児童を2人目以降(23歳未満の扶養児童が2人以上いる世帯に、(該当児童-1)の人数分の税額控除を配布)とした場合、該当児童数が若干減るため、1人当たりに配布できる税額控除額は3.1万円となる。3人目以降は、該当児童数がさらに減るため、1人当たり税額控除額は13.07万円に跳ね上がる。

まず、明らかなのは、どのシミュレーションにおいても、改革による便益は右肩下がりである。これは、改革が累進的であることを意味する。しかし、所得階級の平均値で見ると、便益は、さほど大きくない。所得階級1では、約

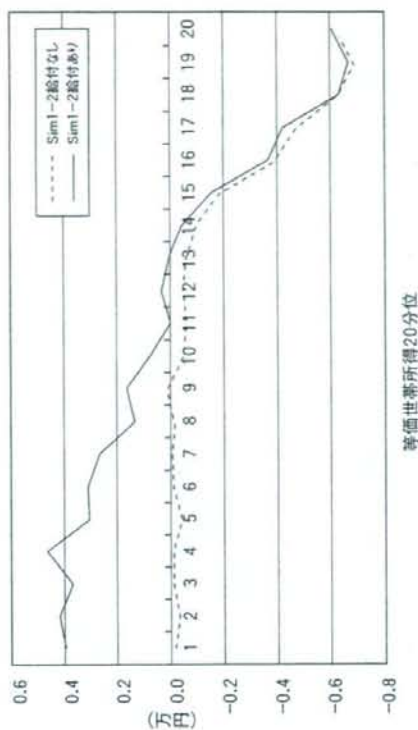
4,000～5,000円の減税となり、所得階級19では約6,000～8,000円の増税となる⁹⁾。また、どのシミュレーションにおいても、給付がない場合は、低所得層においても、便益はほとんどゼロかマイナスである。低所得層に便益をもたらすことを意図するのであれば、給付がない税額控除を行っても、あまり意味がないことがわかる。給付つきの場合は、等価世帯所得では第11～13階層までは便益がプラスであり、その後はマイナスとなる。

● 図表4-6 Sim1-1: 扶養控除10万減額+税額控除1.5万全員
+ 値 (便益=減税分), - 値 (増税分)

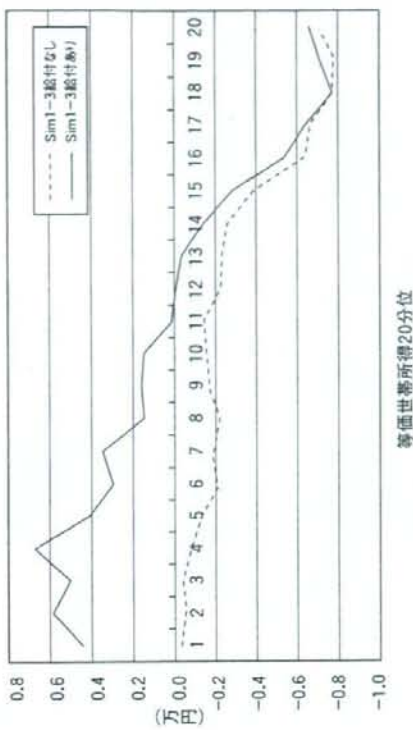


9) 本章では、所得税を払っていない世帯（所得階級が低い層と考えられる）においては、扶養控除や配偶者控除が縮減されることによる増税分をゼロと仮定している。もし、これらの世帯が扶養控除、配偶者控除がある結果として所得税がゼロであるのであれば、これらの世帯の便益は過大推計されている可能性がある（過大推計の最高額は、減税分×税率なので、縮減10万円であれば税率1割として1万円）。

● 図表4-7 Sim1-2: 扶養控除10万減額+税額控除3.1万2人目以降
+ 値 (便益=減税分), - 値 (増税分)



● 図表4-8 Sim1-3: 扶養控除10万減額+税額控除13.1万3人目以降
+ 値 (便益=減税分), - 値 (増税分)



等価世帯所得20分位

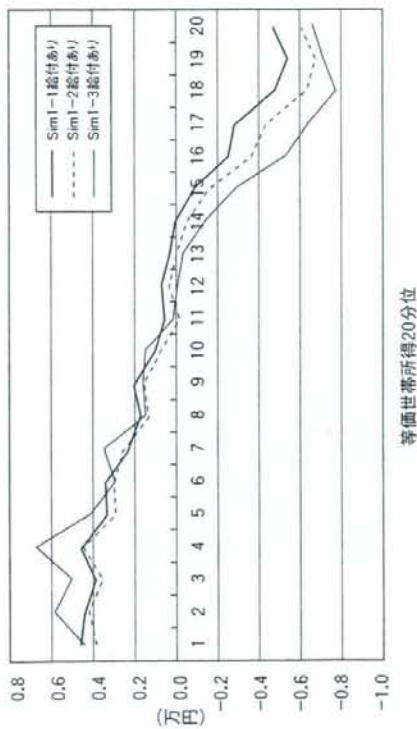
等価世帯所得20分位

等価世帯所得20分位

① 該当児童を絞ることによる変化 (Sim1-1, 1-2, 1-3の比較) (図表4-9)

次に、給付対象を絞ることによってどのような違いがおこるかをみてみよう。図表4-9はSim1-1, 1-2, 1-3の「給付あり」のケースを再掲したものである。これを見ると、給付対象を絞った場合 (Sim1-3) のほうが、低所得者により大きい便益を与え、高所得者により大きい負担を強いいることがわかる。

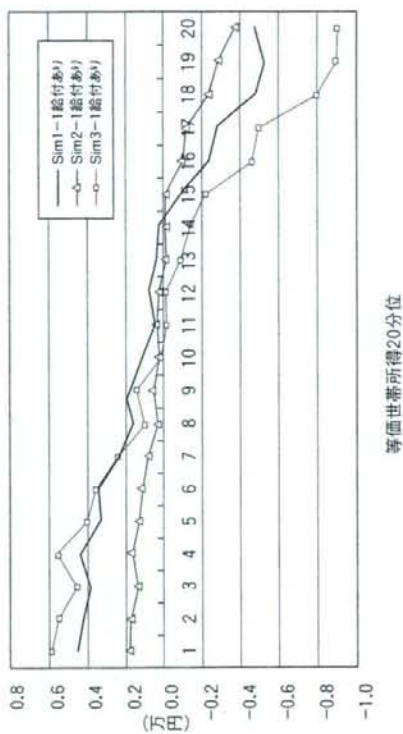
図表4-9 Sim1-1, 1-2, 1-3: 給付あり 十値(便益=減税分), -値(増税分)



② 財源が異なる場合 (Sim1-1, 2-1, 3-1の比較) (図表4-10) それでは、財源が異なる時はどうであろうか。Sim1-1は、扶養控除を10万円削減したと仮定を置いているが、Sim2-1では、配偶者控除を10万円削減した場合、Sim3-1は扶養控除と配偶者控除を両方10万円削減した場合を想定している。配偶者控除の対象となる配偶者の数は、扶養控除の対象となる扶養者の数に比べると少ないので、財源としては小さい規模となる。そのた

め、Sim1-1では、税額控除1人当たり1.5万円の税額控除が可能であるが、Sim2-1では0.65万円の財源規模しか確保できない。両者をあわせたSim3-1では、約20万円の税額控除が可能である。また、扶養控除と配偶者控除では、対象となる世帯も異なるので、改革の便益の分布にも影響が出てくる。配偶者控除財源とする場合 (Sim2-1) は、配偶者控除の減税がどの所得層にもきいており、財源の大きさも扶養控除に比べて小さいので、低所得層への便益も少なく、高所得層の負担も少ない。扶養控除と配偶者控除を合わせた財源の場合 (Sim3-1) が、一番、財源が大きく、また、累進制も高い (グラフの右肩下がりの度合いが大きい)。

図表4-10 Sim1-1(扶養控除), 2-1(配偶者控除), 3-1(扶養+配偶) 十値(便益=減税分), -値(増税分)



③ 所得制限を設けることによる変化 (Sim3-1, 3-1+200, 3-1+400, 3-1+700) (図表4-11)

最後に、税額控除を受けられる人に所得制限を設けた場合に図がどのように変化するかをみてみよう。図表4-11は、Sim3-1 (扶養控除と配偶者控

(2) 世帯タイプ別の便益の分布

次に、世帯タイプ別に、どのような世帯タイプに便益があり、どのような世帯が負担をこうむるのかを検討したい（図表4-12）。まず、有子世帯に着目する。世帯数で見ると、有子世帯は全世帯の約33%を占めており、うち、子ども1人世帯は13%、子ども2人世帯は14%、子ども3人以上世帯は6%である。有子世帯は、税額控除の便益を受けるとともに、負担もある（有子世帯のすべてが、扶養控除縮減となり、ほとんどすべてが配偶者控除縮減ともなる）、それぞれの便益は各シミュレーションによって異なってくる。

子ども1人世帯の場合、当然ながら、該当児童が2人目以降のシミュレーション（Sim1-2, Sim1-3, Sim2-2, Sim2-3, Sim3-2, Sim3-3）は、すべて負担増である。該当児童が1人目以降（全員）である場合でさえも（Sim1-1, Sim2-1, Sim3-1）、給付つきでないで負担増となってしまう。給付がある場合は、一番便益が大きいのはSim1-1で財源が扶養控除のみの場合であった。

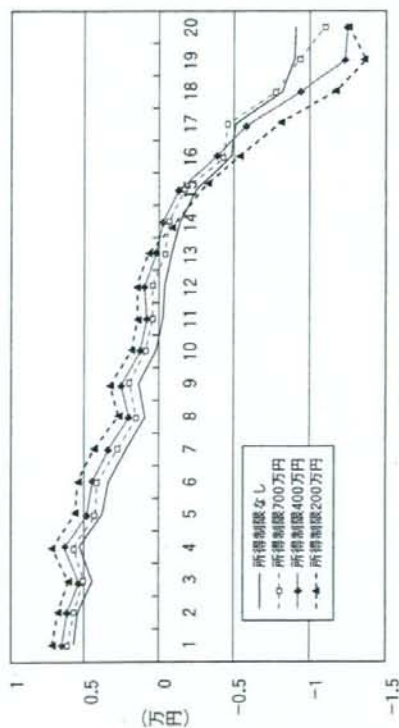
子ども2人の場合、該当児童が3人目以降の場合（Sim1-3, Sim2-3, Sim3-3）以外は、給付つきであっても、なくとも便益がある。ここでも一番便益が大きいのは扶養控除のみを財源とした場合（Sim1-1, Sim1-2）であった。

子ども3人以上の場合、すべての場合で便益がプラスとなるが、財源を最大（扶養控除+配偶者控除）とし、該当児童を3人目以降に絞った場合（Sim3-3）が一番大きい便益をもたらす。

次に、負担増となることが予測される無子世帯について、みてみよう。全世帯の約2/3を構成する無子世帯全体においては、改革の影響は、扶養控除や配偶者控除の縮減による増税のみであるので、どのシミュレーションでも負担増になることは確かである。中でも、扶養控除と配偶者控除の両方が縮減されるSim3-1, 3-2, 3-3は負担が大きい。扶養控除のみであると、平

除それぞれ10万円削減、対象児童全員）の設定に、夫婦合算所得（課税所得）が200万円、400万円、700万円の所得制限を設けた場合の便益の分布を示している。驚くことに、これらの所得制限では、実際に対象となる世帯の数はあまり変化しない。この理由は、もともと23歳未満の子どもがいる世帯の間では、それほど所得の格差がみられず、ほとんどの世帯が夫婦合算所得（課税所得）が200万未満であるためである。そのため、該当児童数も大きく変わらず、結果として、1人当たり税額控除額も205万円から241万円、219万円、209万円と大きく変わらない。図表4-11で所得階級別にみても、大きな変化は確認できないが、所得制限が厳しいほど、若干、険しい傾斜の右肩下がりととなっている。つまり、所得制限が厳しいほど、累進制が高い。これは、給付なしのケースも同様であった（図表4-11では割愛）。つまり、低所得層の便益を多くする設定を望むのであれば、所得制限はあまり効果的ではなく、むしろ、給付があるかないかのほうが、大きな影響を及ぼす。

● 図表4-11 異なる所得制限による改正の便益の違い
(Sim3-1, Sim3-1+200, Sim3-1+400, Sim3-1+700 給付あり)



等価世帯所得20分位

均約2,500円、扶養控除と配偶者控除の両方であると約5,000円の負担増となる(表外)。ただし、改革の負担は、無子世帯に均一に課せられるわけではない。全世帯の約1/5を占める単独世帯は、もともと、配偶者控除も扶養控除も活用しておらず、税額控除の対象ともならないので、改革の影響はゼロである。夫婦のみ世帯(全世帯の約1/4)については、配偶者控除の削減のみが負担増の原因となるが、平均にして約4,300円の増税となる。

最後に、社会的弱者として負担増が懸念される高齢者世帯と母子世帯についてみてみる。ここでいう高齢者世帯とは、高齢者と18歳未満の子どものみで構成される世帯のことである。その他の高齢者は三世帯世帯、その他世帯に属する。高齢者世帯は、単身の場合は、扶養控除も配偶者控除ももと活用しておらず、税額控除も対象外となるので、負担も便益も変化がない。しかし、高齢者世帯の2人以上世帯の場合は扶養家族や配偶者がいるので、すべて負担増となる。特に、配偶者控除の縮減は、高齢者2人以上世帯には厳しく、Sim2とSim3は大きい負担増となっている。

母子世帯については、扶養控除が財源で給付つきでない、負担増となってしまう場合がある。子ども数もそれほど多くないので、該当児童を、2人目以降、3人目以降にするよりも、1人目以降(全員)とし、財源は扶養控除と配偶者控除の両方としたほうが望ましい。

また、所得制限については、子ども1人の場合は400万円のとときに便益が最大となるが、それ以外の有子世帯は所得制限が200万円のとときに最大となる。「母子世帯」「夫婦と未婚の子のみ世帯」でも所得制限が低いほうが便益が大きい。

8. 考察と政策提言

以上のシミュレーション結果から、以下の考察をまとめることができる。各所得階層には、さまざまな世帯構造の世帯が含まれており、便益を平均額で見ると、はっきりとしたWinner, Loserがよくわからない。ただし、どのシミュ

図表4-12 (1) 中産層世帯(+寛税、増税)：シナリオ1 扶養控除が10万円減額したシナリオ

世帯タイプ	税率		給付額 (円)	税率 (%)	給付額 (円)	税率 (%)	給付額 (円)
	Sim1-1	Sim1-2					
母子世帯(22歳以下)	6495	33%	5.69	4.15	-0.098	0.194	-1.056
子1人	2850	14%	10.38	5.27	0.205	0.741	-1.041
子2人	2843	13%	14.82	4.82	0.313	1.442	1.549
子3人以上	1102	6%	14.82	4.82	0.313	1.442	1.549
高齢者世帯(*1)	4669	24%	0.05	0.99	-0.009	-0.009	-0.009
単身別居世帯	2088	11%	0	0	0	0	0
夫婦別居世帯	2581	13%	0.09	1.79	-0.016	-0.016	-0.016
母子世帯	275	1%	1.57	0.00	0.140	2.022	-0.109
未婚のみ世帯	4095	21%	0	0	0	0	0
夫婦のみ世帯	5198	26%	0	3.33	0	0	0
夫婦と未婚の子のみ世帯	5633	29%	7.30	5.18	0.050	0.316	-0.983
ひとり親と未婚の子のみ世帯	1116	6%	2.41	0.00	-0.249	0.329	-0.352
三世帯世帯	2215	11%	12.17	3.61	-0.708	-0.166	-0.751
その他の世帯	1443	7%	4.05	2.02	-0.597	-0.458	-0.620
合計	6495	33%	5.69	4.15	-0.098	0.194	-1.056

(*1) 高齢者世帯=65歳以上の世帯のみ、または+18歳未満を除く。世帯：厚生労働省「国民生活基礎調査」平成16年の調査より、筆者作成。

(*1) 高齢者世帯=65歳以上の高齢者のみ、または+18歳未満未婚者
 出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」平成16年の調査より、筆者作成。

		n		%		世帯数		%	
有子世帯 (22歳以下)		6495	33%	5.69	4.15	2843	14%	10.38	5.27
子1人		2550	13%	10.38	5.27	1102	6%	14.82	4.82
子2人		2843	14%	10.38	5.27				
子3人以上		1102	6%	14.82	4.82				
高齢者世帯 (*1)		4669	24%	0.05	0.99	2088	11%	0.09	1.79
単身高齢者世帯		2088	11%	0	0				
複数高齢者世帯		2581	13%	0.09	1.79				
母子世帯		275	1%	1.57	0.00				
単独世帯		4095	21%	0	0				
夫婦のみ世帯		5198	26%	0	3.33				
夫婦と未婚の子のみ世帯		5633	29%	7.30	5.18				
ひとり親と未婚の子のみ世帯		1116	6%	2.41	0.00				
三世帯世帯		2215	11%	12.17	3.61				
その他の世帯		1443	7%	4.05	2.02				
現行制度									
③+1人目	以降	Sim3-1		2.0万/人	増徴収	Sim3-1		2.0万/人	増徴収
③+1人目	以降	Sim3-1		2.0万/人	給付あり	Sim3-1		2.0万/人	給付あり
③+1人目	以降	Sim3-1		2.0万/人	税制中立	Sim3-1		2.0万/人	税制中立
③+2人目	以降	Sim3-2		4.6万/人	増徴収	Sim3-2		4.6万/人	増徴収
③+2人目	以降	Sim3-2		4.6万/人	給付あり	Sim3-2		4.6万/人	給付あり
③+2人目	以降	Sim3-2		4.6万/人	税制中立	Sim3-2		4.6万/人	税制中立
③+3人目	以降	Sim3-3		19.2万/人	増徴収	Sim3-3		19.2万/人	増徴収
③+3人目	以降	Sim3-3		19.2万/人	給付あり	Sim3-3		19.2万/人	給付あり
③+3人目	以降	Sim3-3		19.2万/人	税制中立	Sim3-3		19.2万/人	税制中立

図表4-12 (3) 平均便益額 (+減税、増税) : シナリオ3 配偶者控除と扶養控除を10万円減額した場合

(単位：万円)

		n		%		世帯数		%	
有子世帯 (22歳以下)		6495	33%	5.69	4.15	2843	14%	10.38	5.27
子1人		2550	13%	10.38	5.27	1102	6%	14.82	4.82
子2人		2843	14%	10.38	5.27				
子3人以上		1102	6%	14.82	4.82				
高齢者世帯 (*1)		4669	24%	0.05	0.99	2088	11%	0.09	1.79
単身高齢者世帯		2088	11%	0	0				
複数高齢者世帯		2581	13%	0.09	1.79				
母子世帯		275	1%	1.57	0.00				
単独世帯		4095	21%	0	0				
夫婦のみ世帯		5198	26%	0	3.33				
夫婦と未婚の子のみ世帯		5633	29%	7.30	5.18				
ひとり親と未婚の子のみ世帯		1116	6%	2.41	0.00				
三世帯世帯		2215	11%	12.17	3.61				
その他の世帯		1443	7%	4.05	2.02				
現行制度									
②+1人目	以降	Sim2-1		0.65万/人	増徴収	Sim2-1		0.65万/人	増徴収
②+1人目	以降	Sim2-1		0.65万/人	給付あり	Sim2-1		0.65万/人	給付あり
②+1人目	以降	Sim2-1		0.65万/人	税制中立	Sim2-1		0.65万/人	税制中立
②+2人目	以降	Sim2-2		1.4万/人	増徴収	Sim2-2		1.4万/人	増徴収
②+2人目	以降	Sim2-2		1.4万/人	給付あり	Sim2-2		1.4万/人	給付あり
②+2人目	以降	Sim2-2		1.4万/人	税制中立	Sim2-2		1.4万/人	税制中立
②+3人目	以降	Sim2-3		6万/人	増徴収	Sim2-3		6万/人	増徴収
②+3人目	以降	Sim2-3		6万/人	給付あり	Sim2-3		6万/人	給付あり
②+3人目	以降	Sim2-3		6万/人	税制中立	Sim2-3		6万/人	税制中立

図表4-12 (2) 平均便益額 (+減税、増税) : シナリオ2 配偶者控除を10万円減額した場合

(単位：万円)

- ・該当児童は、23歳未満の扶養児童全員とする
- ・税取中立てであれば、該当児童1人当たりの税額控除額は、案1の場合は、4.98万円、案2の場合は、2.41万円となる。

この改革の影響をみるために、改革前後における「扶養控除+配偶者控除（改革前）」と、「扶養控除+配偶者控除+税額控除（改革後）」の制度から各所得層の世帯が受ける平均の便益額を示した（図表4-13～4-20）。まず、図表4-13をみていただきたい。ここでは、全世帯の等価世帯所得階級別の平均便益額を示した。点線が改革前、実線が改革後である。点線が、所得階級17までは、右肩上がりであることから、もともと扶養控除・配偶者控除などの所得控除は逆進的であることがわかる。所得階級18から20にかけては、右肩下がりとなっているが、これは、これらの所得階級に属する世帯の世帯構造が異なってきたりしているからと考えられる。所得控除を削減、累進的な税額控除を取り入れることにより（改革後、実線）、低所得層（階層1～15）の便益が増加、高所得層（階層16～20）の便益が減少し、便益がよりフラットになることがわかる。全世帯においては、改革によって、増税になる世帯は32.3%、減税（還付含む）になる世帯は21.5%であった。

この改革からの便益は、当然のことながら、世帯構造によって異なる。税額控除が、有子世帯に配布されるので、基本的に、有子世帯は、改革から便益が得られるはずである。しかし、同じ有子世帯でも、所得階級によって、これは異なる。これまで、所得控除によってあまり便益を受けてこなかった低所得層が大きな便益を受け、所得控除に高い税率をかけて高い便益を受けてきた高所得層は、所得制限があるため、税額控除の対象とならない場合もある。これをみてみると、図表4-14である。これを見ると、改革前と改革後の便益の変化が、より明確に現れており、所得階級16（夫婦+子ども2人の場合、およびその可処分所得740万円）までは、改革によって便益を受け（減税）、所得階級16以上からは扶養児童がいても、増税となる。所得階級16以上の世帯は有子世帯の25%であるので、この改革は、有子世帯の3/4には便益をも

ュレーションにおいても、はっきりと右下がりのグラフとなっているため、現行の右肩上がりの扶養控除や配偶者控除の便益の構造を修正する機能は確認できた。しかしながら、たとえば、扶養控除と配偶者控除の両者を縮減しても、縮減額10万円という設定では、この修正はあまり大きくない。そのため、扶養控除と配偶者控除の両者を20万円縮減することを検討するべきである。

また、低所得者により手厚い再分配効果をもたらすためには、課税最低限以下所得の世帯にも便益が行き届くように給付つきの税額控除とすることが望ましい。また、所得制限も低めの設定をするとより有効であろう。

次に、子どもの貧困に対処するという意味合いからは、子どもの貧困率が特に高い母子世帯に最大の便益がもたらせる設定が望ましい。そのためには、該当児童を2人目以降、3人目以降に限定することは効果的ではなく、23歳未満の扶養児童全員を支給対象とすることが必要である。同様に、該当児童を2人目、3人目以降に限定すると、子どもが1人の有子世帯にとっても、負担増となってしまうため、望ましいとはいえない。

最後に、所得制限は、有子世帯を対象とするのであれば、改革の便益の分布にそれほど大きな影響を与えない。しかし、母子世帯や多子世帯など、経済的弱者により手厚い制度にするのであれば、低く設定することが望ましい。これらを勘案して、以下の改革が提案される。

- ・財源を、扶養控除と配偶者控除の両方を縮減することから求める。

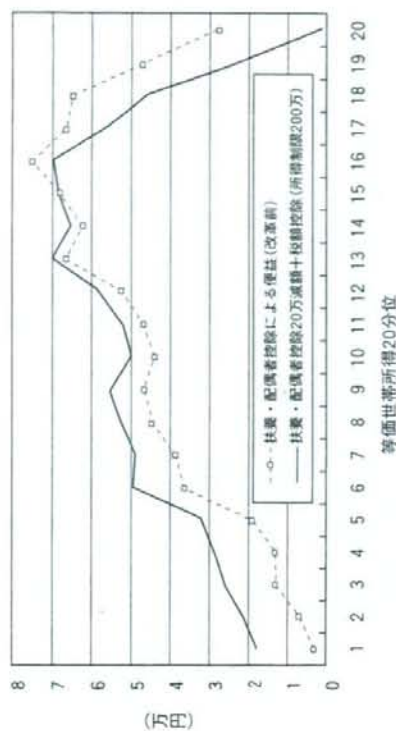
[案1] それぞれを、20万円縮減（38万円から18万円に）。特定は63万円から43万円、老人は48万円から28万円。

[案2] それぞれを、10万円縮減（38万円から28万円に）。特定は63万円から53万円、老人は48万円から38万円。

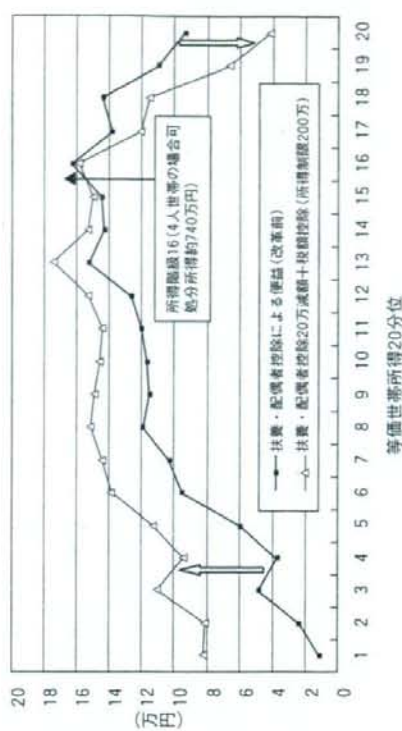
- ・これを財源に、子どもの被扶養者に対する税額控除を設ける。対象者は、夫婦合算の課税所得200万円程度以下で、23歳未満の扶養親族をもつ納税者とする。

- ・税額控除額が、納税額を上回る場合は、その差額を給付する。

図表4-13 [案1] 等価世帯所得(可処分)別の平均/扶養・配偶者控除+税額控除による便益



図表4-14 [案1] 等価世帯所得(可処分)別の平均/扶養・配偶者控除+税額控除による便益/児童(23歳未満)のある世帯に限った場合

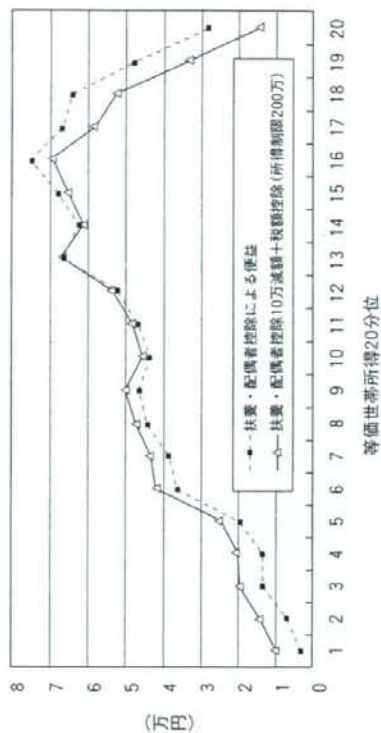


たらずが、残りの1/4の有子世帯の中でも高所得の世帯においては負担を強いることとなる。次に、対象をさらに絞って、子どもが1人の世帯をみてみよう(図表4-15)。有子世帯の中でも、子どもが1人の世帯については、本改革の影響が懸念される。なぜなら、図表4-12からわかるように、子どもが1人の場合は、子ども分の扶養控除と配偶者分の配偶者控除が縮減されるため、税額控除があっても、平均的には便益が負であることもあるからである。これを見ると、子どもがいる世帯全体に比べ、便益が少ないが、それでも、低所得層(階層13まで)では便益がプラスであり、改革の効果があることがわかる。

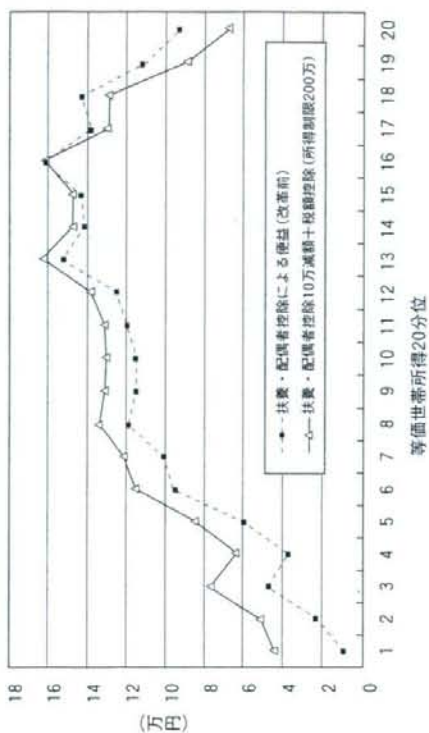
しかし、当然のことながら、子どもがない世帯においては、税額控除の対象とならないため、負担が増加する。中でも、一番、心配であるのが、高齢者世帯である。高齢者世帯は、貧困率も他の世帯に比べ高く、このカテゴリへの負担増は政治的にも難しい局面がある。実際に、図表4-12で確かめると、平均の便益は負であり、高齢者世帯は、この改革によって不利益をこうむる。しかしながら、一口に高齢者世帯といっても、貧困層の世帯から、高い所得がある世帯までさまざまである。貧困層の高齢者世帯は、もともと、配偶者控除や扶養控除の便益を受けていない(課税最低所得以下、または、扶養家族や配偶者がいない)と考えられるので、改革によって、便益も受けず、負担も強いられないはずである。これを確かめたのが、図表4-16である。これによると、高齢者世帯のほとんどは、改革前においても、人的扶養控除の便益を受けておらず、改革後の負担もほとんどない。所得階層8(2人世帯の場合、おおよその可処分所得268万円)から負担が増加するが、高齢者世帯の6割は所得階層8以下である。つまり、この改革は、高齢者世帯にも負担を求めることとなるが、実際に負担を担うのは比較的に高所得の高齢者世帯である。

図表4-17~4-20は、同様の分析を、財源を半分にしたと仮定して行っている(案2)。財源が小さく、税額控除額も約半額であるため、案1でみるよりも、累進制を弱く、負担も便益も少なくなっている。

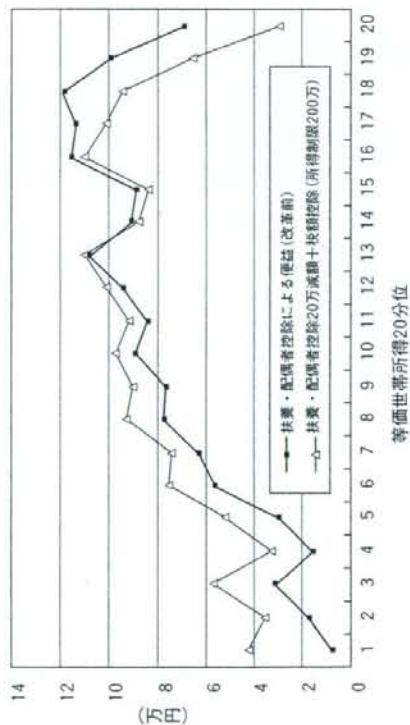
図表4-17 [案2] 等価世帯所得(可処分)別の平均/扶養・配偶者控除+税額控除による便益



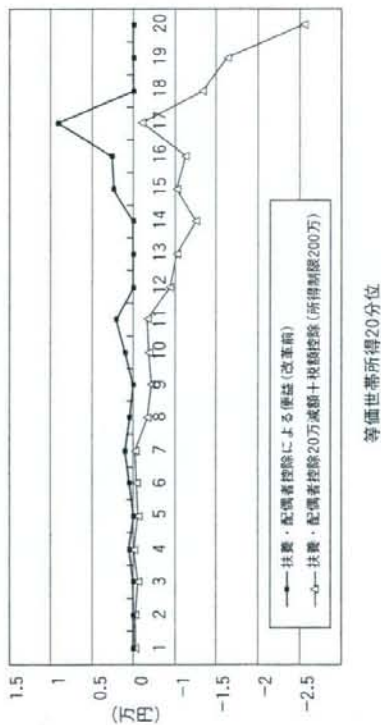
図表4-18 [案2] 等価世帯所得(可処分)別の平均/扶養・配偶者控除+税額控除による便益/児童(23歳未満)のある世帯に限った場合



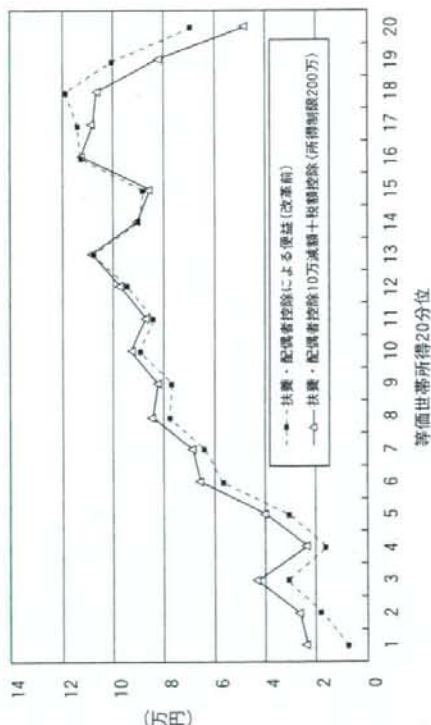
図表4-15 [案1] 等価世帯所得(可処分)別の平均/扶養・配偶者控除+税額控除による便益/子どもが1人の世帯に限った場合



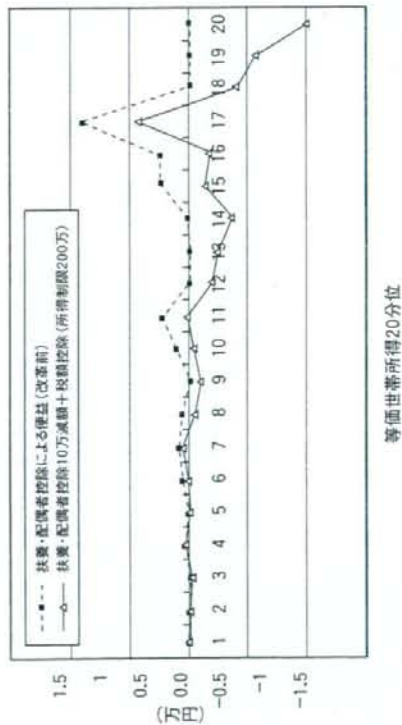
図表4-16 [案1] 等価世帯所得(可処分)別の平均/扶養・配偶者控除+税額控除による便益/高齢者世帯に限った場合



● 図4-19 [案2] 等価世帯所得(可処分)別の平均/扶養・配偶者控除+税額控除による便益/児童(23歳未満)1人の世帯に限った場合



● 図表4-20 [案2] 等価世帯所得(可処分)別の平均/扶養控除+税額控除による便益/高齢者世帯に限った場合



9. おわりに

本章では、扶養控除と配偶者控除を削減することによって得られる財源をもつて、低所得の有子世帯に給付つきの税額控除を行うという改革の影響を、マイクロ・シミュレーションの手法を用いて推計した。本研究会の使命として、税額控除の具体的な制度設計を提案することが挙げられていたが、シミュレーションを行うことにより、提案をより精緻化することが可能となった。しかし、本書で提案する改革は、子どもの貧困の削減や、実感される子育て費用の支援といった目的からしてみると、非常に規模の小さい改革である。その理由は、税収中立て現行の人的所得控除の削減をもって税額控除を行うという制約が課せられていたからである。子どもの貧困率を削減したり、子育て費用の支援と目的を達するのであれば、大幅な財源投入が必要であることはいうまでもない。しかし、本章の分析から、比較的にマイナーな改革でも、所得控除の逆進性がある程度緩和し、低所得等により手厚い制度設計とすることが可能になるとが判明した。

本章で提案する改革をもとに、より大きな改革を目指した国民的議論が行われることを期待したい。

参考文献

- 阿部彰 (2008) 「税額控除のマイクロ・シミュレーション」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究 平成19年度総括研究報告書」(2008.3.31), p.35-51.
- 阿部彰・後藤玲子他 (2001-2007) 「アメリカ」『世界の社会福祉年報』旬報社.
- 阿部彰 (2002) 「EITC (Earned Income Tax Credit) の就労と貧困削減に対する効果: 文献サーベイから」『海外社会保障研究』Vol.140 pp.79-85.

Harding, Ann & Gupta, Anil eds. (2007) *Modelling Our Future: Population, Ageing, Social Security and Taxation*, Elsevier.

(阿部 彩)

アメリカにおける貧困研究の動向

—子どもの貧困についての計量分析を中心に—

阿部 彩 (国立社会保障・人口問題研究所)

はじめに

本稿にあてられた題目は、アメリカにおける貧困研究の動向を報告することである。よく知られるように、アメリカは先進諸国の中でも群を抜いて貧困率が高く、メディアにおいても「貧困大国アメリカ」と名づけられたりしている(堤, 2007)。このような状況の中で、社会学、経済学はもちろんのこと、教育学、政治学、人口学、疫学などさまざまな分野の研究者が貧困とその影響についての研究を行ってきた。結果として、アメリカには莫大な数の貧困研究が存在し、それを網羅的に紹介することは不可能に近い。アメリカの貧困についての和文の文献も多く(例えば、渋谷・ウェザーズ編 2005; 根岸 2006; 堤 2007; 小西 2008 など)、アメリカは日本の貧困研究者にとっても比較的によく知られた国であろう。特に、Iceland (2003) による *Poverty in America: A Handbook* (『アメリカの貧困』上野正安訳、2005年) は、アメリカの貧困の歴史、特徴、貧困者の属性、政策などの概観的な情報から、貧困の定義と測定方法まで詳しく書かれており、アメリカの貧困を知るには格好の文献である。本稿に与えられたスペースでは、この Iceland (2003) の功績の要約さえもカバーすることができない。そこで、アメリカの貧困の概要については、Iceland (2003) を参考にさせていただくとして、本稿では、筆者の興味に近い分野の研究の蓄積を紹介することとしたい。一分野とは、子ども期の貧困が子どもの長期的成長にどう影響するのかの計量分析である。

日本の貧困研究との対比において、アメリカの貧困研究の特徴は、豊富なマイクロデータを駆使して行われる計量的分析手法を用いた研究

の多さであろう。豊富なマイクロデータとは、大規模調査から参与観察まで多彩なクロスデータ(一時点におけるデータ)はもちろんのこと、調査対象者を長期にわたって追跡調査をするパネルデータが含まれる。パネルデータを用いることによって、貧困の経験や、政策の影響を長期に渡って観察することが可能であるため、非常にパワフルな分析を行うことができる。日本においてもパネルデータの構築は始まっているものの¹、その規模と持続性はアメリカのデータの比ではない。さらに、アメリカにおいては政策や制度を実験的に行うという実験経済の手法も多く用いられており、コントロール・グループと実験グループの比較をすることによって、その政策や制度の効果や影響を統計的に分析することが可能である。また、福祉政策の多くが州や市町村が独自に設計・運営されていることによって発生する政策のバリエーションを用いて、Difference-in-Difference 手法などを用いた政策評価も可能である。

本稿では、これらの分析手法を紹介しながら、子ども期の貧困とその影響についてのアメリカの貧困研究の知見を共有することとする。2002年に行われた日本の母子世帯政策の改革の例をみれば明らかのように²、日本の政策立案の場において、アメリカの影響は非常に大きく、これらの政策がアメリカの研究者らにどう評価されているかを知ることは、日本の貧困政策を考える上で不可欠である。子ども期の貧困が、子どもが成人となってからのアウトカム(outcome、結果。例えば、所得、職業、学歴達成、健康、結婚、犯罪など)に影響する関係を見出し、貧困政策の効果を測る研究は、長期的なパネルデータが存在するアメリカならではの研究成果である。このような研究は、日本ではほとんど行われておらず、生活保護や児童手当など

長年実施されている政策でさえ、その効果は実証的に分析されていない。しかしながら、我が国においても、パネルデータが構築されつつあり、私たち貧困研究者もこのような分析を行っていくことが今後は必要とされるであろう。なお、本稿が紹介する研究は、大規模な統計データを用いる計量的研究である。アメリカには、ここで紹介する以外にも、優れた質的研究も多く存在することを一言付け加えておきたい。また、ここで紹介する研究の多くが、貧困を低所得と定義づけており、貧困は低所得のみならず複合的な現象であるという認識をもつ読者の方々は違和感を覚えるかもしれないが、そこはご容赦いただきたい。

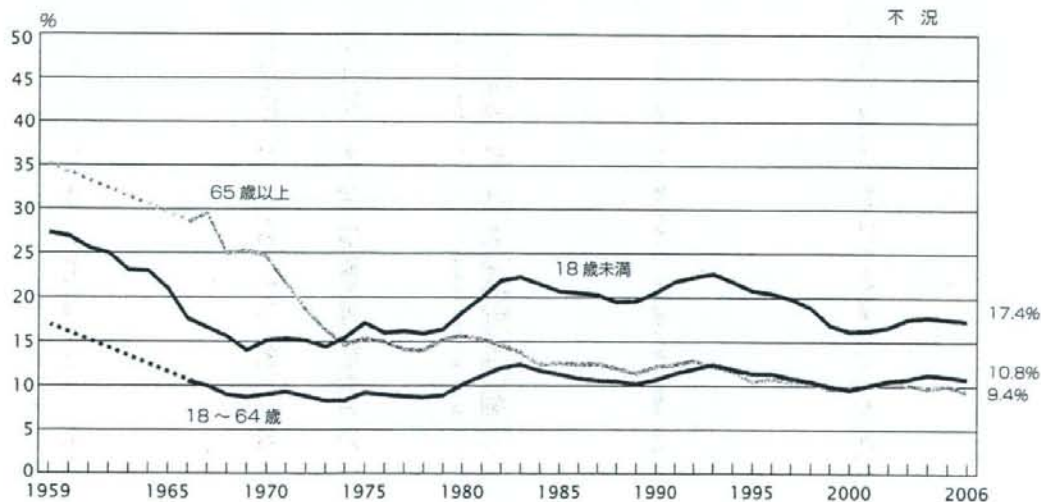
1 福祉改革とアメリカの貧困研究の変容

まず、最初にアメリカの子どもの貧困の概観を把握しておこう。アメリカには1959年に定められた公式貧困線³が存在するため、長期の時系列の貧困率が統計局より発表されている(図1)。これによると、アメリカの子どもの貧困率は、勤労世代期や高齢期に比べ、群を抜いて高い。最新の統計局(US Census Bureau)によ

ると、18歳未満の子どもの貧困率は17.4%、18歳から64歳は、10.8%である。かつて一番貧困率が高かった65歳以上の高齢者の貧困率は1970年代前半には子どもの貧困率を下回り、現在は一番低い9.4%となっている。子どもの貧困率は、統計がとられ始めた1959年から1970年までは下降していたものの、1980年代前半には22%に至り、その後高いレベルを保っていたが、1993年からは減少に転じており、2000年には16%まで減少している。特に黒人の子どもの貧困率は劇的に減少しており、1993年の46%から、2000年には31%となった⁴。2000年以降は、徐々に増加しているものの、1990年代初頭のレベルまでには達していない。

1970年代から90年代にかけての子どもの貧困率の上昇は、経済的不平等の拡大と、家族構成の変化によるところが大きい(Iceland, 2003)。特に、アフリカ系の子どもの家族構成の変化、ラテン系の子どもの経済的不平等の上昇が大きな影響となっている(同上)。1990年代の大幅な子どもの貧困率の減少については、多くの研究者がその要因について分析しており、この減少の要因が1990年から約10年間続いた好景気に起因するだけではなく、1996年の福祉改

図1 アメリカの公式貧困率——子ども、高齢者、勤労世代：1959—2006



注) 2007年は18歳未満18.0%、18～64歳10.9%、65歳以上9.7%となっている。

出所: U.S. Census Bureau, Current Population Survey, 1960-2007 Annual Social and Economic Supplements.

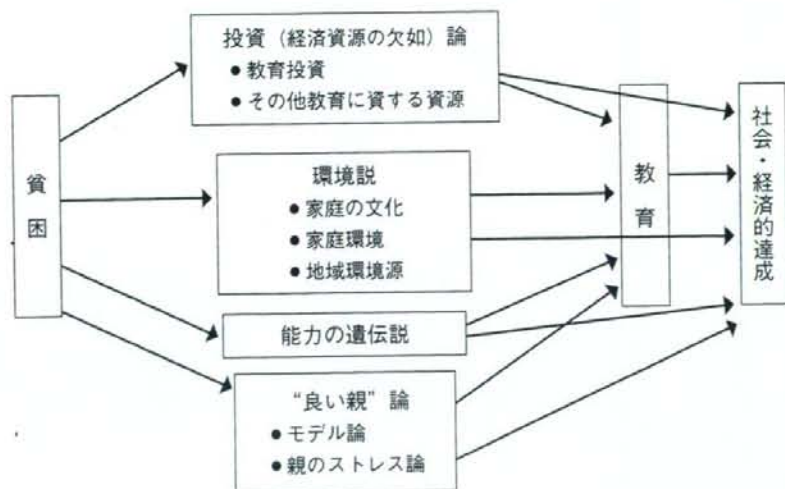
革 (welfare reform)⁵、それと並行して行われた勤労税額控除 (Earned Income Tax Credit) や児童税額控除 (Child Tax Credit) の拡大といった福祉政策の変容の影響も大きいと結論付けている (Haskins2001; Moffitt 2002 等)。

2 子ども期の貧困とアウトカム：理論

親の所得や階層が、どのような経路 (path) を通して、子どもの成長や発育、大人になってからの達成 (アウトカム) に影響を及ぼすのかについては、社会学、経済学、教育学など多くの学術分野で様々な理論が展開されている。経済学で一番有力な理論としては、経済的な資源の欠如によって、子どもという人的資源に対する投資が所得階層によって異なるという「投資論 (investment theory)」が挙げられる。「投資」の方法としては、子どもの教育費など子どもにかかる直接の支出もあれば、よい住宅や犯罪の少ない地域での居住など、世帯全体の生活水準にかかわる支出もある。さらには、子ども専用の部屋や勉強机など、剥奪 (deprivation) 指標⁶として捉えられるものもある。もう一つは、「良い親」論 (Good-Parent Theory)」と言われ、所得が上がることで親の生活に余裕が生じ、

親のストレスが減少したり、子どもと過ごす時間が増え、子どもに良い影響を与えるというものである。また、逆に、親が経済的に困難な状態が続くことにより、ストレスがたまることによって、育児に悪影響を与えたり、親が就労に対する態度、将来についての悲観的な考えをもつようになり、それが子どもの「悪いモデル」となってしまうという説である (Mayer, 1997)。これらは、ストレス論またはモデル論と呼ばれることもある。また、子どもの達成は、これら子どもを取り巻く経済環境、いわゆる「育ち」、によって決定されるのではなく、生物学的に親から遺伝される能力 (「生まれ」) によって決定されるという「遺伝説」も根強い。社会学の分野では、親から継承される文化や、反学校文化、学校の質や近隣住民なども含めた居住地域の環境など、環境的要因に着目する研究も多い。しかし、何といても多いのは、貧困を低所得と捉え、母親の学歴や家族構成などの影響に配慮しながらも、所得の影響に着目する文献が多いことであろう。低所得は、貧困者を識別するメルクマールとして使われ、これは早くから公式貧困線が設定されていたアメリカならではの慣習ともいえる。近年では、貧困を表わす変数も一時点において貧困であるか否かという static

図2 貧困と子どものアウトカムの理論



なものにとらえるのではなく、子どもの成長過程の中でどの時点の所得が影響するのかといった時間軸を考慮した視点や、所得を不変部分（毎年変わらない所得）と変動部分に分けた分析（子どもの発育に影響するのは、所得の高低だけではなく、所得の変動であるという考え）、貧困の継続性に着目した分析（一時的貧困か、慢性的または固定的な貧困か）⁷などが盛んに行われている。この背景には、これらを解明することにより、貧困対策の中心である所得保障を、子どもの成長のどの時期に、どのように施すことが、より大きな効果をもつのかを検証する意図が存在する。

3 所得と子どものアウトカムの関係

それでは、所得と子どものアウトカムの関係を実証したいくつかの研究成果を紹介しよう。Duncan と Brooks-Gunn による *Consequences of Growing Up Poor* (1997) (『貧困に育つことの結

果』) は、様々なパネル・データを用いた実証研究の結果を1冊の本としてまとめており貴重な文献である。本書は、12のグループの研究者が10のパネルデータを用いて、子ども期の貧困（低所得）が、その後の子どものアウトカムに及ぼす影響を分析している。被説明変数である子どものアウトカムは2歳時点でのIQスコアから50歳代の死亡や健康、勤労所得など非常に広範囲な指標を用いており、説明変数には子ども期の所得に加え、所得以外の貧困に影響する社会的要因として母親の学歴と家族構成をコントロール変数として含んでいる。この結果を表1に示す。カッコ内はその指標が測定された年齢である。

Duncan & Brooks-Gunn (1997) の12の論文およびその後発表された、いくつかの論文の結果を総括すると、以下となる。第1に、アウトカムの種類によって、子ども期の貧困（低所得）が影響する度合いが異なるものの、検討されているほとんどすべてのアウトカムが子ども

表1 子ども期の所得がその後のパフォーマンスに及ぼす影響

所得が測られた時期	大	影響の大きさ 中から小	無
子ども期 初期	Bayley IQスコア (2) PPVT-Rスコア (3) Stanford-Binetスコア (3) PPVTスコア (3-4) PPVT-Rスコア (5) PIAT数学スコア (5-6) PIAT読解力スコア (5-6)		動的発達と社会的発達 (0-3)
子ども期 初期～中期	PIAT数学スコア (7-8) PIAT読解力スコア (7-8)	最終学歴 (23) 成長不良 (体重) (5-8)	成長不良 (身長) (5-8) 肥満 (5-8) 自己評価 (23)
子ども期 中期		学年遅延 (6-12) けんか (12)	不安 (12) 多動行動 (12)
子ども期 中期から 思春期	世帯所得 (25-35) 男性の労働所得 (25-35) 男性の時間単位所得 (25-35) 男性の勤労時間 (25-35)	高校卒業率	婚外出産
思春期		AFQTスコア (16-18) 最終学歴 大学進学率 最初の仕事の状況 就労状況 (52) 勤労所得 (52) 時間単位所得 (26-27)	本人記述による成績 (14-17) 高校卒業率 大学進学率 最終学歴 貧困確率 (52) 不健康、うつ (52) 死亡 (52まで)

() 内は、その指標が計測された年齢
出所: Duncan & Brooks-Gunn, 1997: 596, 600